

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領等に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①日本道路株式会社 | 東京都港区新橋1-6-5 |
| ②前田道路株式会社 | 東京都品川区大崎1-11-3 |
| ③鹿島道路株式会社 | 東京都文京区後楽1-7-27 |
| ④大林道路株式会社 | 東京都千代田区猿楽町2-8-8 |
| ⑤大成ロテック株式会社 | 東京都新宿区西新宿8-17-1 |
| ⑥世紀東急工業株式会社 | 東京都港区芝公園2-9-3 |
| ⑦東亜道路工業株式会社 | 東京都港区六本木7-3-7 |
| ⑧株式会社 NIPPO | 東京都中央区八重洲1-2-16 |

2 指名停止期間

- ①②⑤⑦の業者 平成28年11月1日 ～ 平成28年12月31日（2ヶ月間）
③④⑥⑧の業者 平成28年11月1日 ～ 平成28年11月30日（1ヶ月間）

3 指名停止の理由

上記8社は、平成28年9月21日に公正取引委員会から、東日本高速道路株式会社関東支社が発注した東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に係る入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為として、排除措置命令等の対象事業者として公表されたため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

第3第3項 部局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

5 林野庁「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方支分部局等が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

第3第3項 部局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課契約適正化専門官